

(P.28)

■ 自己資本調達手段の概要

- (1)自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。
 (2)コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金と当金庫が積み立てている利益剰余金、一般貸倒引当金等が該当します。

■ 連結の範囲に関する事項

- Ⅰ 自己資本比率告示第3条又は20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
 該当ありません。
- Ⅱ 自己資本比率告示第25条第1項第1号イからロまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅲ 自己資本比率告示第25条第1項第1号イからロまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅳ 自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅴ 自己資本比率告示第25条第1項第1号イからロまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅵ 自己資本比率告示第25条第1項第1号イからロまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅶ 自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅷ 自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅸ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要
 該当ありません。
- 上記以外は、単体の定性的な開示事項と同じです。

自己資本の構成に関する事項

単体	(単位:百万円)	単体	(単位:百万円)
項目(自己資本)	平成24年度	項目	平成25年度 経過措置による不算入額
出資金	1,032	コア資本に係る基礎項目 (1)	
うち非累積的永久優先出資	—	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	31,104
優先出資申込証拠金	—	うち、出資金及び資本剰余金の額	1,056
資本準備金	—	うち、利益剰余金の額	30,089
その他資本剰余金	—	うち、外部流出予定額(△)	41
利益準備金	1,032	うち、上記以外に該当するものの額	—
特別積立金	27,270	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,517
繰越金(当期末残高)	991	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,517
その他	—	うち、適格引当金コア資本算入額	—
処分未済持分	—	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
自己優先出資	—	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
自己優先出資申込証拠金	—	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
その他有価証券の評価差損	—	コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	32,622
営業権相当額	—	コア資本に係る調整項目 (2)	
のれん相当額	—	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	— 81
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	うち、のれんに係るものの額	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	— 81
基本的項目 (A)	30,327	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	適格引当金不足額	—
一般貸倒引当金	1,586	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債性資本調達手段等	—	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
負債性資本調達手段	—	前払年金費用の額	— 153
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
補充的項目不算入額	—	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
補充的項目 (B)	1,586	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—
自己資本総額[(A)+(B)] (C)	31,914	信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	3,489	特定項目に係る10パーセント基準超過額	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに關連するものの額	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,800	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に關連するものの額	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に關連するものの額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/0ストリップ(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	特定項目に係る15パーセント基準超過額	—
控除項目不算入額	△3,489	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに關連するものの額	—
控除項目計 (D)	—	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に關連するものの額	—
自己資本額[(C)-(D)] (E)	31,914	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に關連するものの額	—
(リスク・アセット等)		コア資本に係る調整項目の額	(ロ) —
資産(オン・バランス項目)	272,527	自己資本	
オフ・バランス取引等項目	589	自己資本の額(イ)-(ロ) (ハ)	32,622
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	15,584	リスク・アセット等 (3)	
信用リスク・アセット調整額	—	信用リスク・アセットの額の合計額	278,468
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△7,045
リスク・アセット等計 (F)	288,700	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	81
単体Tier1比率 (A/F)	10.50%	うち、繰延税金資産	—
単体自己資本比率 (E/F)	11.05%	うち、前払年金費用	153
		うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△7,280
		うち、上記以外に該当するものの額	—
		オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,887
		信用リスク・アセット調整額	—
		オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
		リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	293,356
		自己資本比率	
		自己資本比率(ハ)/(ニ)	11.12%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づき開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しています。
 平成24年度については、「その他有価証券の評価差損」はありません。従って、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成24年金融庁告示第56号)の有無にかかわらず、単体自己資本比率は11.05%となります。

(P.28)

■ 自己資本調達手段の概要

- (1)自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。
 (2)コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金と当金庫が積み立てている利益剰余金、一般貸倒引当金等が該当します。

■ 連結の範囲に関する事項

- Ⅰ 自己資本比率告示第3条又は20条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下、「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点
 該当ありません。
- Ⅱ 自己資本比率告示第25条第1項第1号イからロまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅲ 自己資本比率告示第25条第1項第1号イからロまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅳ 自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅴ 自己資本比率告示第25条第1項第1号イからロまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅵ 自己資本比率告示第25条第1項第1号イからロまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅶ 自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅷ 自己資本比率告示第7条又は第26条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
 該当ありません。
- Ⅸ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要
 該当ありません。
- 上記以外は、単体の定性的な開示事項と同じです。

自己資本の構成に関する事項

単体	(単位:百万円)	単体	(単位:百万円)
項目(自己資本)	平成24年度	項目	平成25年度 経過措置による不算入額
出資金	1,032	コア資本に係る基礎項目 (1)	
うち非累積的永久優先出資	—	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	31,063
優先出資申込証拠金	—	うち、出資金及び資本剰余金の額	1,056
資本準備金	—	うち、利益剰余金の額	30,047
その他資本剰余金	—	うち、外部流出予定額(△)	41
利益準備金	1,032	うち、上記以外に該当するものの額	—
特別積立金	27,270	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,517
繰越金(当期末残高)	991	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,517
その他	—	うち、適格引当金コア資本算入額	—
処分未済持分	—	適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
自己優先出資	—	公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
自己優先出資申込証拠金	—	土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
その他有価証券の評価差損	—	コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	32,581
営業権相当額	—	コア資本に係る調整項目 (2)	
のれん相当額	—	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	— 58
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	うち、のれんに係るものの額	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	— 58
基本的項目 (A)	30,327	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	適格引当金不足額	—
一般貸倒引当金	1,586	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債性資本調達手段等	—	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
負債性資本調達手段	—	前払年金費用の額	— 213
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
補充的項目不算入額	—	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
補充的項目 (B)	1,586	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—
自己資本総額[(A)+(B)] (C)	31,914	信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	3,489	特定項目に係る10パーセント基準超過額	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに關連するものの額	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	1,800	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に關連するものの額	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に關連するものの額	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ/0ストリップ(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	特定項目に係る15パーセント基準超過額	—
控除項目不算入額	△3,489	うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに關連するものの額	—
控除項目計 (D)	—	うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に關連するものの額	—
自己資本額[(C)-(D)] (E)	31,914	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に關連するものの額	—
(リスク・アセット等)		コア資本に係る調整項目の額	(ロ) —
資産(オン・バランス項目)	272,527	自己資本	
オフ・バランス取引等項目	589	自己資本の額(イ)-(ロ) (ハ)	32,581
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	15,584	リスク・アセット等 (3)	
信用リスク・アセット調整額	—	信用リスク・アセットの額の合計額	279,799
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△7,008
リスク・アセット等計 (F)	288,700	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	58
単体Tier1比率 (A/F)	10.50%	うち、繰延税金資産	—
単体自己資本比率 (E/F)	11.05%	うち、前払年金費用	213
		うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△7,280
		うち、上記以外に該当するものの額	—
		オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,887
		信用リスク・アセット調整額	—
		オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
		リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	294,687
		自己資本比率	
		自己資本比率(ハ)/(ニ)	11.05%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っています。
 なお、当金庫は国内基準を採用しています。
 平成24年度については、「その他有価証券の評価差損」はありません。従って、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成24年金融庁告示第56号)の有無にかかわらず、単体自己資本比率は11.05%となります。

お詫び: H26.3.末の自己資本額、リスクアセット、自己資本比率に計算相違がありましたので訂正させていただきます。